

「中山間地域の魅力プロモーション事業」実施業務委託仕様書

1 委託業務名

「中山間地域の魅力プロモーション事業」実施業務

2 事業概要

本県の中山間地域にある隠れた魅力を都市部在住者や地域への移住者の視点を加えて掘り起こし、全国移住希望者に効果的にPRできるよう情報発信を行う。

3 事業の実施体制等

- (1) 本事業統括責任者
本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。
- (2) 事業スタッフ
本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

4 委託業務内容

- (1) 研修会の開催に関する業務
市町村移住業務担当者を対象に移住情報の発信・PRに関する専門的な知見を踏まえた研修会を実施すること。
【開催場所】
宮崎県庁内
※会場の手配のみ県（発注者）が行う。
【開催時期】
県（発注者）と協議の上、決定すること。
- (2) ワークショップの開催に関する業務
〈ワークショップの概要〉
都市部在住の移住希望者、地域に移住した方、市町村担当者等を交え、地域の隠れた魅力を掘り起こし、全国に向けて効果的にPRするための手法等について検討するワークショップを開催する。
【開催場所】
県内の中山間地域（3箇所） ※会場の手配は受注者が行うこと。
【開催時期】
県（発注者）と協議の上、決定すること。
 - ① ワークショップの参加者募集業務
本県への移住に関心を寄せる方に参加していただくために実施する募集方法を提案すること。
 - ② ワークショップ開催運営業務
ワークショップを開催するために必用な会場・資料等の手配、会場設営、進行管理等開催に係る一切の業務を行うこと。

③ その他

新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら実施する手法や、ワークショップの効果がより高まる企画やワークショップのスムーズな運営等に資する企画があれば提案すること。

(3) 地域の魅力の発信に関する業務

ワークショップで掘り起こした魅力、検討したPR手法をもとに中山間地域の魅力を全国に発信する。

① 移住セミナーの開催に関する業務

〈移住セミナーの概要〉

ワークショップを実施した地域の魅力を移住希望者にPRするためのセミナー

【開催場所】

ふるさと回帰支援センター内セミナールーム

※会場の手配のみ県（発注者）が行う。なお異なる開催場所を提案し、使用料が発生する場合は、契約した当初の委託料において支払うこと。

【開催時期】

県（発注者）と協議の上、決定すること

② 広告媒体を用いたプロモーション業務

移住希望者に効果的にPRできる広告媒体を活用して地域の魅力の発信を行う。

③ その他

新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら実施する手法や、より移住に関心を持っていただく企画等があれば提案すること。

(4) 各種経費の支払い

本事業の実施にあたって必要な費用（委託費に含まれている）について、関係機関及び関係者へ支払うこと。

なお、関係機関や関係者に支払を行う場合は、関係機関等から領収書等を徴収した上で、支払額の根拠を証明書類で明らかにすること。

(5) 事業完了報告書等の作成

事業終了後、速やかに次の報告書を2部作成し提出すること。

① 事業概要

② 事業の実績

③ 事業の実施体制

④ 収支報告 等

※ なお、本事業により新たに製作した制作物の著作権は宮崎県に帰属し、宮崎県はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。

5 再委託について

真にやむを得ないと県が認める場合を除き、再委託を行ってはならない。

また、再委託を行う場合は、事前に書面による県の許可を受けた上で再委託することとし、再委託業者との連携を密にし、事業進捗管理や個人情報保護の徹底を指導すること。

6 その他留意事項

- (1) 成果品の引き渡し後1年の間に、成果品に瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (2) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- (3) 本委託業務に係る書類・領収書等は契約を締結した年度終了後5年間は保存すること。
- (4) 個人情報の取扱を適正に行うこと。
- (5) 新型コロナウイルスの状況によっては、当該事業の実施について、延期や中止等の判断をする可能性があることから、適宜県の判断に従うこと。

なお、当該事業の委託に当たっては、概算払により委託事業者へ支払うこととしているが、延期や中止等の判断をした場合には、判断までに実施した事務等に係る経費については県が負担するものとし、その他の経費については県と協議の上精算すること。